

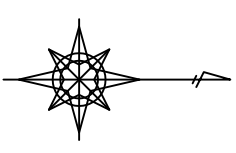
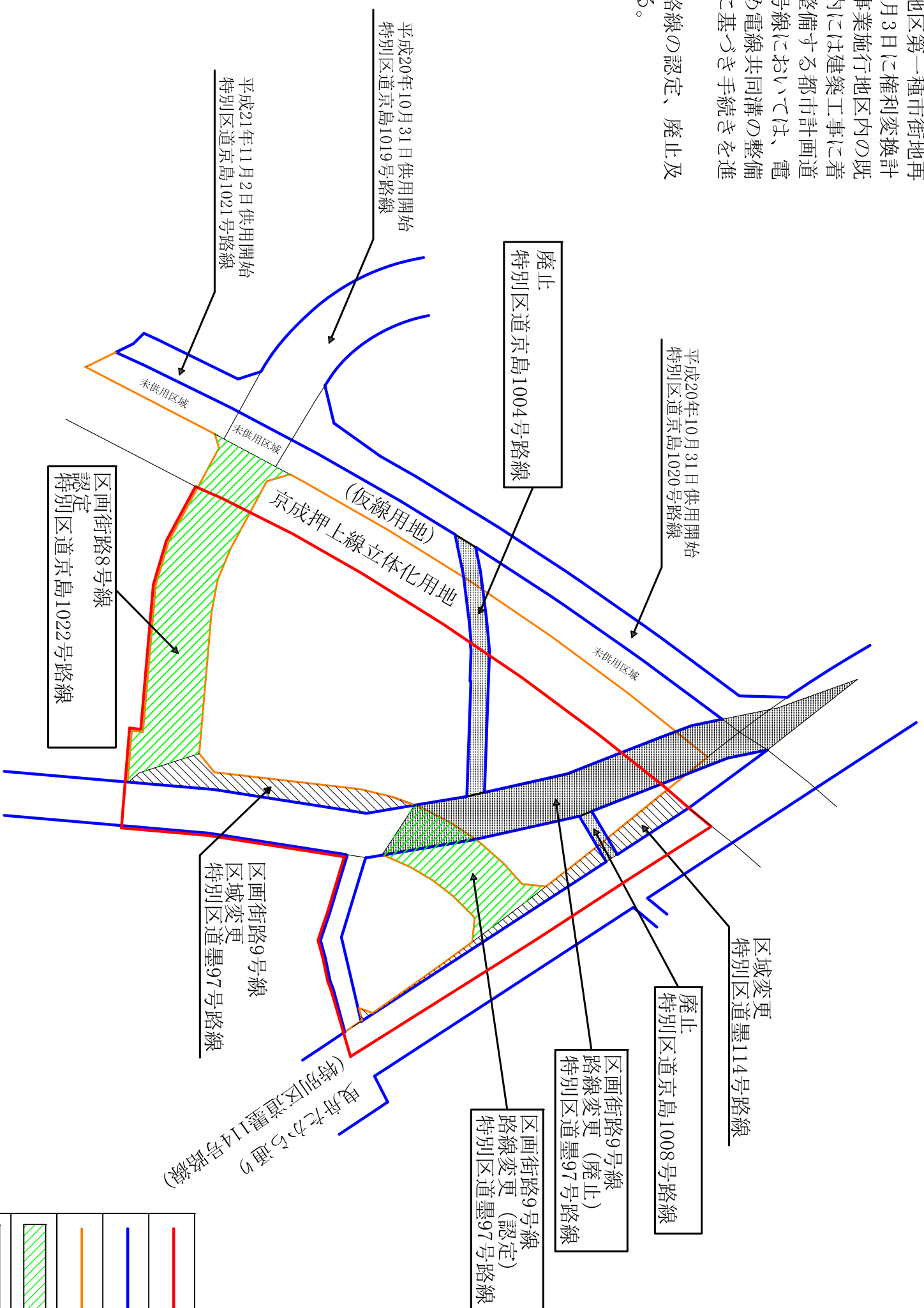
特別区道路線の認定、廃止及び変更の概要について

産業都市委員会
平成24年9月24日

○理由

京成曳舟駅前東第三地区第一種市街地再開発事業は、平成24年8月3日に権利変換計画認可を受けたので、事業施行地区内の既存建物を解体し、年度内には建築工事に着手する。また、新たに整備する都市計画道路である区画街路8、9号線においては、電線共同溝を整備するため電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき手続きを進める必要がある。

このため、特別区道路線の認定、廃止及び変更を行うものである。



	再開発事業施行地区
	現況道路線
	将来道路線
	認定箇所
	廃止箇所
	区域変更箇所